

第 17 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第 1 号	1
議案第 2 号、議案第 3 号	2
議案第 4 号	4
(3) 買受適格証明願について	4
議案第 5 号	4
(4) 地籍調査事業に係る農地の地目認定について	6
議案第 6 号	6
その他	6
3 閉 会	7

○ 出席者

会長	1 5 番	渡邊	浩正		
会員	1 番	関	光博	2 番	揚石 明
	3 番	佐藤	栄一	6 番	福田 一紀
	7 番	中山	敏克	9 番	桑原 雅子
	1 0 番	塚原	信一	1 1 番	町野 位夫
	1 2 番	渡辺	正明	1 3 番	手塚 みち子
	1 4 番	石塚	英好		

日 時 令和 6 年 10 月 18 日 (金) 16 時 00 分

場 所 第一委員会室

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本日は8番 大野 文子委員から欠席届の提出がありましたので、本総会の出席委員は12名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第17回矢板市農業委員会総会を開催します。

（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。9番 桑原 雅子委員、10番 塚原 信一委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(2)、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第1号

○議長 まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班 3 班 班長、8 番 大野 文子委員が欠席であるため、副班長、2 番 揚石 明委員にお願いします。

○揚石 明委員 本日、午前 9 時から、委員 3 名、事務局 2 名の計 5 名で、農地法第 3 条 4 件、買受適格証明 1 件、合計 5 件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に、議案第 1 号の現地調査の詳細な報告を、6 番 福田 一紀委員にお願いします。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

申請地は現状きれいに草が刈られており、場所としても何ら問題ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 1 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 2 号、議案第 3 号

○議長 続きまして、議案第 2 号、議案第 3 号については関連がございますので、一括での説明をお願いします。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第2号、議案第3号の現地調査の詳細な報告を、1番 関 光博委員にお願いします。

○関 光博委員（申請地位置説明）

議案第2号の申請地は田んぼとして耕作されており、現在は稲刈りを終えた状態になっている2筆の農地と現在も畑として耕作されている1筆の農地となります。議案第3号の申請地は田んぼとして耕作されており、現在は稲刈りを終えた状態になっていました。議案第2号と議案第3号はお互いの農地を交換するために申請したものになりますので、議案第2号の畑はお互いの面積を揃えるために合わせたのではないかと思います。しっかり管理されており、特に問題ないものとして見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 議案第3号の譲受人は神奈川県に住んでいるので、本当に耕作できるのか疑問に思いました。

○事務局 譲受人は週末に来て耕作を行う予定であり、市内在住の譲渡人が譲受人を手伝いながら一緒に耕作していく予定です。また、議案第3号の申請地は譲受人の実家に隣接しているため、耕作は可能と思われます。

○佐藤 栄一委員 了解しました。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第2号、議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第4号

○議長 続きまして、議案第4号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、2番 揚石 明委員にお願いします。

○揚石 明委員（申請地位置説明）

申請地は現状草が生い茂っている状態でしたが、隣接地は譲受人が所有する農地になります。今後は牧草地として耕作していきたいとのことですので、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第3号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 無いようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第3号が終了しましたので、3番 佐藤 栄一委員の入室を求めます。

（佐藤 栄一委員 入室）

（3）買受適格証明願について

○議長 続いて、付議事件（3）買受適格証明願について議題に供します。

議案第5号

○議長 それでは、議案第5号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

本件について、競売の入札日が10月10日から17日までであり、事前に買受適格証明が必要であるため、専決処分とした案件です。開札は10月24日ですので、今回の証明願が認められ次第、農地法第3条としての審議はなく、落札決定後に許可を出すものとなります。そのため、今回の審議を経て落札になりましたら、確認事項にあるとおり許可相当意見として農業委員会では審議せず、農地法第3条の許可が出た形となりますので、御理解いただきたい。

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第5号の現地調査の詳細な報告を、6番 福田 一紀委員にお願いします。

○福田 一紀委員（申請地位置説明）

申請地は多少草が生えている状態でしたが、現地を見てきた限り何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○佐藤 栄一委員 農地法第3条の許可相当になることは理解しましたが、議案書の中に「農地法第3条許可見込み」或いは「農地法第5条許可見込み」という文言を入れた方が良いのではないかと思います。

また、申請地を所有することになった場合、隣接地の耕作がしにくくなるのではないかと思います。隣接地の所有者は申請者になるのですか。

○事務局 文言を入れる件については、以後記載させていただきます。隣接地の所有者の件については、隣接地は申請者以外の2名が所有しています。

○佐藤 栄一委員 裁判所の競売ですので、必ずしも隣接地を所有しなくてはならない訳ではないですが、隣接地を持っていた方がいいと思って確認しました。

○議長 他に無いようですので、これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 地籍調査事業に係る農地の地目認定について

○議長 続いて、付議事件(4)地籍調査事業に係る農地の地目認定について議題に供します。

議案第6号

それでは、議案第6号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。それでは、議案第6号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

以下の内容について伝達を行った。

- ・矢板高校生による農業委員会総会見学について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、第17回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和6年10月18日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

塚原 信一

議事録署名員

桑原 雅子